

# 私立学校法（抄）

昭和 24 年 12 月 15 日法律第 270 号

最終改正 令和 5 年 5 月 8 日法律第 21 号

## 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 私立学校に関する教育行政（第 5 条—第 15 条）
- 第 3 章 学校法人
  - 第 1 節 通則（第 16 条—第 22 条）
  - 第 2 節 設立（第 23 条—第 28 条）
  - 第 3 節 機関
    - 第 1 款 理事会及び理事
      - 第 1 目 理事の選任及び解任等（第 29 条—第 35 条）
      - 第 2 目 理事会及び理事の職務等（第 36 条—第 40 条）
      - 第 3 目 理事会の運営（第 41 条—第 44 条）
    - 第 2 款 監事
      - 第 1 目 選任及び解任等（第 45 条—第 51 条）
      - 第 2 目 職務等（第 52 条—第 60 条）
    - 第 3 款 評議員会及び評議員
      - 第 1 目 評議員の選任及び解任等（第 61 条—第 65 条）
      - 第 2 目 評議員会及び評議員の職務等（第 66 条—第 68 条）
      - 第 3 目 評議員会の運営（第 69 条—第 79 条）
    - 第 4 款 会計監査人
      - 第 1 目 選任及び解任等（第 80 条—第 85 条）
      - 第 2 目 職務等（第 86 条・第 87 条）
    - 第 5 款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等（第 88 条—第 97 条）
  - 第 4 節 予算及び事業計画等（第 98 条—第 100 条）
  - 第 5 節 会計並びに計算書類等及び財産目録等（第 101 条—第 107 条）
  - 第 6 節 寄附行為の変更（第 108 条）
  - 第 7 節 解散及び清算並びに合併（第 109 条—第 131 条）
  - 第 8 節 助成及び監督（第 132 条—第 137 条）
  - 第 9 節 訴訟等
    - 第 1 款 学校法人の組織に関する訴え（第 138 条・第 139 条）
    - 第 2 款 責任追及の訴え（第 140 条・第 141 条）
    - 第 3 款 会計帳簿等の提出命令（第 142 条）
- 第 4 章 大臣所轄学校法人等の特例（第 143 条—第 151 条）
- 第 5 章 雑則（第 152 条—第 156 条）

## 第6章 罰則（第157条—第164条）

### 附則

## 第1章 総則

（この法律の目的）

**第1条** この法律は、私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによつて、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。

2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第124条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。

3 この法律において「私立学校」とは、学校法人の設置する学校をいう。

**第3条** この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

（所轄庁）

**第4条** この法律中「所轄庁」とあるのは、第1号、第3号及び第5号に掲げるものにあつては文部科学大臣とし、第2号及び第4号に掲げるものにあつては都道府県知事（第2号に掲げるもののうち地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園にあつては、当該指定都市等の長）とする。

一 私立大学及び私立高等専門学校

二 前号に掲げる私立学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校

三 第1号に掲げる私立学校を設置する学校法人

四 第2号に掲げる私立学校を設置する学校法人及び第152条第5項の法人

五 第1号に掲げる私立学校と第2号に掲げる私立学校、私立専修学校又は私立各種学校とを併せて設置する学校法人

## 第2章 私立学校に関する教育行政

（学校教育法の特例）

**第5条** 私立学校には、学校教育法第14条の規定は、適用しない。

（報告書の提出）

**第6条** 所轄庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に関し必要な報告書の提出を求めることができる。

(私立学校審議会等への諮問)

**第7条** 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項の認可をし、又は同法第13条第1項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第4条第1項の認可(私立大学又は私立高等専門学校の設置の認可を除く。)をし、又は同法第13条第1項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、同法第95条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。

(私立学校審議会)

**第8条** この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項を審議させるため、都道府県に、私立学校審議会を置く。

2 私立学校審議会は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校に関する重要事項について、都道府県知事に建議することができる。

(委員)

**第9条** 私立学校審議会は、都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。

2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

(委員の任期)

**第10条** 私立学校審議会の委員の任期は、4年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第11条** 私立学校審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選した者について、都道府県知事が任命する。

3 会長は、私立学校審議会の会務を総理する。

(委員の解任)

**第12条** 都道府県知事は、私立学校審議会の委員が心身の故障のため職務の適正な執行ができないと認めるときその他委員として必要な適格性を欠くに至つたと認めるときは、私立学校審議会の議を経て、これを解任することができる。

(議事参与の制限)

**第13条** 私立学校審議会の委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己の関係する学校、専修学校、各種学校、学校法人若しくは第152条第5項の法人に関する事件については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

(委員の費用弁償)

**第14条** 私立学校審議会の委員は、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

- 2 前項の費用は、都道府県の負担とする。
- 3 費用弁償の額及びその支給方法は、都道府県の条例で定めなければならない。  
(運営の細目)

**第 15 条** この法律に規定するものを除くほか、私立学校審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、都道府県知事の承認を経て、私立学校審議会が定める。

### 第 3 章 学校法人

#### 第 1 節 通則

(学校法人の責務)

**第 16 条** 学校法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その設置する私立学校の教育の質の向上及びその運営の透明性の確保を図るよう努めなければならない。

(資産)

**第 17 条** 学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない。

- 2 前項に規定する私立学校に必要な施設及び設備についての基準は、別に法律で定めるところによる。

(機関の設置)

**第 18 条** 学校法人は、理事、理事会、監事、評議員及び評議員会並びに理事選任機関を置かななければならない。

- 2 学校法人は、前項に規定するもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより、会計監査人を置くことができる。
- 3 理事の定数は 5 人以上、監事の定数は 2 人以上、評議員の定数は 6 人以上とし、それぞれ寄附行為をもつて定める。この場合において、寄附行為をもつて定める評議員の定数は、寄附行為をもつて定める理事の定数を超える数でなければならない。
- 4 会計監査人を置く場合にあつては、その定数は、寄附行為をもつて定める。

(収益事業)

**第 19 条** 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

- 2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第 95 条に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。
- 3 第 1 項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(特別の利益供与の禁止)

**第 20 条** 学校法人は、その事業を行うに当たり、その理事、監事、評議員、職員その他の政令で定める学校法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならない。

(住所)

**第21条** 学校法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

**第22条** 学校法人は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

## 第2節 設立

(寄附行為の認可)

**第23条** 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を受けなければならない。

一 目的

二 名称

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四 事務所の所在地

五 理事の定数、任期並びに選任及び解任の方法、理事長の選定の方法その他理事に関する事項

六 理事会の招集その他理事会に関する事項

七 監事の定数、任期、選任及び解任の方法その他監事に関する事項

八 評議員の定数、任期、選任及び解任の方法その他評議員に関する事項

九 評議員会の招集その他評議員会に関する事項

十 理事選任機関の構成及び運営、理事選任機関への監事からの報告の方法その他理事選任機関に関する事項

十一 会計監査人を置く場合には、その旨及び定数その他会計監査人に関する事項

十二 資産及び会計に関する事項

十三 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する事項

十四 解散に関する事項

十五 寄附行為の変更に関する事項

十六 公告の方法

2 学校法人の設立当初の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）及び評議員（設立しよ

うとする学校法人に会計監査人を置く場合にあつては、会計監査人を含む。)は、寄附行為をもつて定めなければならない。

3 第1項第14号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

4 寄附行為は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。

(寄附行為の認可の審査)

**第24条** 所轄庁は、前条第1項の認可の申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第17条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前条第1項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(寄附行為の補充)

**第25条** 学校法人を設立しようとする者が、その目的及び資産に関する事項を除くほか、第23条第1項各号に掲げる事項を定めなくて死亡した場合には、所轄庁は、利害関係人の請求により、これらの事項を定めなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により所轄庁が定めることとされた事項を定めるときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(設立の時期)

**第26条** 学校法人は、その主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより設立の登記をすることによつて成立する。

(寄附行為の備置き及び閲覧等)

**第27条** 学校法人は、寄附行為を、その主たる事務所に備え置かなければならない。

2 学校法人は、寄附行為の写しを、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、寄附行為を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第3号及び第4号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをつとめているときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 寄附行為が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

- 二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - 三 寄附行為が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（学校法人の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該学校法人が作成した電磁的記録に記録された事項の提供を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 債権者以外の者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第1号及び第3号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

**第28条** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）第158条及び第164条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

（贈与又は遺贈に関する規定の準用）

**第158条** 生前の処分で財産の抛出をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。

2 遺言で財産の抛出をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。

（財産の帰属時期）

**第164条** 生前の処分で財産の抛出をしたときは、当該財産は、一般財団法人の成立の時から当該一般財団法人に帰属する。

2 遺言で財産の抛出をしたときは、当該財産は、遺言が効力を生じた時から一般財団法人に帰属したものとみなす。

### 第3節 管理

#### 第1款 理事会及び理事

##### 第1目 理事の選任及び解任等

（理事選任機関）

**第29条** 理事選任機関の構成、運営その他理事選任機関に関し必要な事項は、寄附行為をもつて定める。

(理事の選任等)

**第30条** 理事は、私立学校を経営するために必要な知識又は経験及び学校法人の適正な運営に必要な識見並びに社会的信望を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、理事選任機関が選任する。

- 2 理事選任機関は、理事を選任するときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 理事選任機関は、理事を選任する場合に、文部科学省令で定めるところにより、理事の総数が5人（5人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数）を下回る事となるときに備えて補欠の理事を選任することができる。
- 4 学校法人と理事との関係は、委任に関する規定に従う。

(理事の資格及び構成)

**第31条** 次に掲げる者は、理事となることができない。

- 一 法人
  - 二 心身の故障のため職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの
  - 三 学校教育法第9条各号のいずれかに該当する者
  - 四 この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
  - 五 学校法人が第135条第1項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた場合において、その解散の日前30日以内に当該学校法人の役員であつた者でその解散の日から2年を経過しないもの
- 2 第33条第3項若しくは第48条第2項の訴えに基づく確定判決によつて学校法人の役員を解任され、又は第133条第10項の規定による勧告を受けて学校法人の役員を解任され、解任の日から2年を経過しない者（第46条第1項第2号及び第62条第2項において「被解任役員」という。）は、当該学校法人の理事となることができない。
  - 3 理事は、監事又は評議員を兼ねることができない。
  - 4 理事には、次に掲げる者が含まなければならない。
    - 一 当該学校法人の設置する私立学校（2以上の私立学校を設置する学校法人にあつては、そのいずれか1以上の私立学校）の校長（学長及び園長を含む。第36条第3項第3号において同じ。）
    - 二 その選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員（子法人（学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）及び子法人に使用される者のいずれでもない者
  - 5 理事が再任される場合において、当該理事がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもなかつた場合についての前項の規定の適用については、当該理事をその再任の際現に当該学校法人の役



員及び職員並びに子法人役員及び子法人に使用される者のいずれでもない者とみなす。

- 6 理事は、他の2人以上の理事、1人以上の監事又は2人以上の評議員と特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は3親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。）を有するものであつてはならない。
- 7 他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

（理事の任期）

**第32条** 理事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、4年以内とする。

- 2 前項の規定により理事について寄附行為をもつて定める期間は、第47条第1項の規定により監事について寄附行為をもつて定める期間及び第63条第1項の規定により評議員について寄附行為をもつて定める期間を超えてはならない。
- 3 第1項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期を当該退任した理事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

（理事の解任）

**第33条** 理事選任機関は、理事が次の各号のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、当該理事を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 三 その他寄附行為をもつて定める事由があるとき。

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事の解任を理事選任機関に求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があつた日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかつたときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があつた日から2週間を経過した日から30日以内に、当該理事の解任を請求する訴えを提起することができる。

（理事に欠員を生じた場合の措置）

**第34条** 理事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて理事の総数が5人（5人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回る事となつた場合には、その退任した理事は、新たに選任された理事（同項の一時理事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事の総数が5人を下回る事となつた場合において、事務が遅滞することにより損

害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができる。

- 3 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

**第35条** 一般社団・財団法人法第285条及び第286条の規定は、第33条第3項の規定による理事の解任の訴えについて準用する。

(被告)

**第285条** 前条の訴え(次条及び第315条第1項第1号ニにおいて「一般社団法人等の役員等の解任の訴え」という。)については、当該一般社団法人等及び前条の役員等を被告とする。

(訴えの管轄)

**第286条** 一般社団法人等の役員等の解任の訴えは、当該一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

## 第2目 理事会及び理事の職務等

(理事会の職務等)

**第36条** 理事会は、全ての理事で組織する。

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- 一 学校法人の業務を決定すること。
- 二 第39条第1項に規定する業務執行理事等その他の学校法人の業務を執行する理事の業務の執行を監督すること。
- 三 この法律の他の規定により理事会の決議を要する事項について決議すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により理事会が行うこととされた職務
- 五 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより理事会が行うこととされた職務

- 3 理事会は、学校法人の業務に係る次に掲げる事項の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な資産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 学校法人の設置する私立学校の校長その他の重要な役割を担う職員の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして文部科学省令で定める体制

の整備

六 予算及び事業計画の作成又は変更

七 第100条第1項に規定する報酬等の支給の基準の策定又は変更

八 収益を目的とする事業に関する重要事項

九 前各号に掲げるもののほか、学校法人の業務に関する重要事項

4 理事会は、前項第1号、第2号又は第6号から第8号までに掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

(理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事)

**第37条** 学校法人には理事長1人を置くものとし、寄附行為をもつて定めるところにより、理事のうちから、理事会が選定する。

2 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、代表業務執行理事又は業務執行理事を置くことができる。

3 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長を除く。）のうちから、理事会が選定する。

4 業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事（理事長及び代表業務執行理事を除く。）のうちから、理事会が選定する。

5 理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、次項から第8項までの規定に従い、学校法人の業務を執行する。

6 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

7 代表業務執行理事は、寄附行為をもつて定めるところにより学校法人を代表し、理事会の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

8 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。

9 理事長及び代表業務執行理事の学校法人を代表する権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の忠実義務)

**第38条** 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

(理事の報告義務等)

**第39条** 第37条第5項の規定により学校法人の業務を執行する理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事（第94条第1項及び第2項において「業務執行理事等」という。）は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として文部科学省令で定

める場合は、この限りでない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

**第40条** 一般社団・財団法人法第78条、第80条、第83条、第84条、第85条及び第92条第2項の規定は、学校法人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第78条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第80条中「代表理事」とあるのは「理事長若しくは代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第82条中「代表理事」とあるのは「理事長及び代表業務執行理事」と、一般社団・財団法人法第84条第1項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、「承認」とあるのは「決議による承認」と、一般社団・財団法人法第85条中「社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(代表者の行為についての損害賠償責任)

**第78条** 一般社団法人は、代表理事その他の代表者がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(理事の職務を代行する者の権限)

**第80条** 民事保全法（平成元年法律第91号）第56条に規定する仮処分命令により選任された理事又は代表理事の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、一般社団法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。

2 前項の規定に違反して行った理事又は代表理事の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、一般社団法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(表見代表理事)

**第82条** 一般社団法人は、代表理事以外の理事に理事長その他一般社団法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(競業及び利益相反取引の制限)

**第84条** 理事は、次に掲げる場合には、社員総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 理事が自己又は第三者のために一般社団法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- 二 理事が自己又は第三者のために一般社団法人と取引をしようとするとき。
- 三 一般社団法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において一般社団法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 民法（明治29年法律第89号）第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第2

号の取引については、適用しない。

(理事の報告義務)

**第 85 条** 理事は、一般社団法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を社員（監事設置一般社団法人にあつては、監事）に報告しなければならない。

(競業及び理事会設置一般社団法人との取引等の制限)

**第 92 条** (略)

2 理事会設置一般社団法人においては、第 84 条第 1 項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

### 第 3 目 理事会の運営

(理事会の招集)

**第 41 条** 理事会は、寄附行為をもつて定めるところにより、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を寄附行為をもつて又は理事会で定めたときは、その理事が招集する。

2 前項ただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事（以下この項及び第 57 条第 1 項において「理事会招集担当理事」という。）以外の理事は、理事会招集担当理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求をした日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の決議)

**第 42 条** 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合以上）をもつて行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事会の決議は、当該各号に定める方法により行わなければならない。

一 第 108 条第 1 項の理事会の決議 議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決する方法

二 第 109 条第 1 項第 1 号及び第 126 条第 1 項の理事会の決議 理事の総数の 3 分の 2（これを上回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決する方法

3 前 2 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

4 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が書面又は学校法人の使用に係る電子計算機と理事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより理事会の議決に加わることができるものとする事ができる。

(理事会の議事録)

**第 43 条** 理事会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録が書面をもつて作成されているときは、理事会に出席した理事(議事録に署名し、又は記名押印しなければならない者を当該理事会で定めた 2 人以上の理事とする旨の寄附行為の定めがある場合にあつては、当該理事)及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

3 第 1 項の議事録が電磁的記録をもつて作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、文部科学省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

4 理事会の決議に参加した理事であつて第 1 項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。

5 学校法人は、理事会の日から 10 年間、第 1 項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

6 債権者は、役員の実任を追及するため必要があるときは、裁判所の許可を得て、次に掲げる請求をすることができる。

一 第 1 項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第 1 項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

7 裁判所は、債権者が前項の請求に係る閲覧を行い、又は債権者に対し同項の請求に係る書面の交付若しくは電磁的記録に記録された事項の提供を行うことにより、当該学校法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項の許可をすることができる。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

**第 44 条** 一般社団・財団法人法第 94 条及び第 98 条の規定は、理事会について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第 94 条第 1 項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、一般社団・財団法人法第 98 条第 2 項中「第 91 条第 2 項」とあるのは「私立学校法第 39 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(招集手続)

**第94条** 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間）前までに、各理事及び各監事に対してその通知を發ししなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(理事会への報告の省略)

**第98条** 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第91条第2項の規定による報告については、適用しない。

2 一般社団・財団法人法第287条第1項、第288条、第289条（第1号に係る部分に限る。）、第290条本文、第291条（第2号に係る部分に限る。）、第292条本文、第294条及び第295条の規定は、前条第6項の許可の申立てに係る事件について準用する。

(非訟事件の管轄)

**第287条** この法律の規定による非訟事件（次項に規定する事件を除く。）は、一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 (略)

(疎明)

**第288条** この法律の規定による許可の申立てをする場合には、その原因となる事実を疎明しなければならない。

(陳述の聴取)

**第289条** 裁判所は、この法律の規定による非訟事件についての裁判のうち、次の各号に掲げる裁判をする場合には、当該各号に定める者の陳述を聴かななければならない。ただし、不適法又は理由がないことが明らかであるとして申立てを却下する裁判をするときは、この限りでない。

一 この法律の規定により一般社団法人等が作成し、又は備え置いた書面又は電磁的記録についての閲覧又は謄写の許可の申立てについての裁判 当該一般社団法人等

二～六 (略)

(理由の付記)

**第290条** この法律の規定による非訟事件についての裁判には、理由を付さなければならない。(以下略)

(即時抗告)

**第 291 条** 次の各号に掲げる裁判に対しては、当該各号に定める者に限り、即時抗告をすることができる。

一 (略)

二 第 189 条各号に掲げる裁判 申立人及び当該各号に定める者（同条第 2 号及び第 3 号に掲げる裁判にあつては、当該各号に定める者）  
（原裁判の執行停止）

**第 292 条** 前条の即時抗告は、執行停止の効力を有する。（以下略）  
（非訟事件手続法の規定の適用除外）

**第 294 条** この法律の規定による非訟事件については、非訟事件手続法（平成 23 年法律第 51 号）第 40 条及び第 57 条第 2 項第 2 号の規定は、適用しない。  
（最高裁判所規則）

**第 295 条** この法律に定めるもののほか、この法律の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第 2 款 監事

### 第 1 目 選任及び解任等

（監事の選任等）

**第 45 条** 監事は、学校運営その他の学校法人の業務又は財務管理について識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、選任する。

2 前項の規定により監事を選任する場合には、文部科学省令で定めるところにより、監事の総数が 2 人（2 人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数）を下回ることとなるときに備えて補欠の監事を選任することができる。

3 学校法人と監事との関係は、委任に関する規定に従う。

（監事の資格）

**第 46 条** 次に掲げる者は、監事となることができない。

一 第 31 条第 1 項各号に掲げる者

二 被解任役員

2 監事は、評議員若しくは職員又は子法人役員（監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者を除く。）若しくは子法人に使用される者を兼ねることができない。

3 監事は、他の監事又は 2 人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。

（監事の任期）

**第 47 条** 監事の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第 69 条第 1 項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、6 年以内とする。



2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期を当該退任した監事の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(監事の解任)

**第 48 条** 監事が第 33 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員会の決議によつて、当該監事を解任することができる。

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があつたにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、当該監事の解任を請求する訴えを提起することができる。

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

**第 49 条** 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

**第 50 条** 監事が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて監事の総数が 2 人（2 人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。）を下回ることとなつた場合には、その退任した監事は、新たに選任された監事（同項の一時監事の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

2 監事の総数が 2 人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時監事の職務を行うべき者を選任することができる。

3 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

**第 51 条** 一般社団・財団法人法第 285 条及び第 286 条の規定は、第 48 条第 2 項の規定による監事の解任の訴えについて準用する。

(被告)

**第 285 条** 前条の訴え（次条及び第 315 条第 1 項第 1 号ニにおいて「一般社団法人等の役員等の解任の訴え」という。）については、当該一般社団法人等及び前条の役員等を被告とする。

(訴えの管轄)

**第 286 条** 一般社団法人等の役員等の解任の訴えは、当該一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

## 第 2 目 職務等

(監事の職務)

**第 52 条** 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- 二 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
- 三 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議員会並びに理事選任機関に対し報告すること。
- 四 この法律の他の規定により監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により監事が行うこととされた職務
- 六 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより監事が行うこととされた職務

(監事の調査権限)

**第 53 条** 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

(評議員会に提出する議案等の調査義務)

**第 54 条** 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事会及び評議員会への出席義務等)

**第 55 条** 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 第 39 条第 2 項の規定は、監事について準用する。

(理事会等への報告)

**第 56 条** 監事は、第 52 条第 1 号の監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

2 監事は、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務の執行に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁に報告しなければならない。

3 前項の規定による報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、監事は、寄附行為をもつて定めるところにより、その内容を理事選任機関にも報告しなければならない。

(理事会及び評議員会の招集)

**第 57 条** 監事は、前条第 2 項の報告をするために必要があると認めるときは、理事（理事会について第 41 条第 1 項ただし書の規定により理事会招集担当理事を定めた場合にあつては、理事会招集担当理事）に対し、理事会又は評議員会の招集を請求することができる。

2 前項の規定による請求をした日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、第 41 条第 1 項又は第 70 条第 1 項の規定にかかわらず、理事会又は評議員会を招集することができる。

(監事による理事の行為の差止め)

**第 58 条** 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(学校法人与理事との間の訴えにおける法人の代表)

**第 59 条** 第 37 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、学校法人が理事（理事であつた者を含む。以下この条において同じ。）に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、監事が学校法人を代表する。

2 第 37 条第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、学校法人が第 140 条第 1 項の規定による求め（理事の責任を追及する訴えの提起の求めに限る。）を受ける場合には、監事が学校法人を代表する。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

**第 60 条** 一般社団・財団法人法第 106 条の規定は、監事について準用する。

(費用等の請求)

**第 106 条** 監事はその職務の執行について監事設置一般社団法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該監事設置一般社団法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。

- 一 費用の前払の請求
- 二 支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求
- 三 負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求

### 第 3 款 評議員会及び評議員

#### 第 1 目 評議員の選任及び解任等

(評議員の選任等)

**第 61 条** 評議員は、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、寄附行為をもつて定めるところにより、選任する。

- 2 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行わなければならない。
- 3 学校法人と評議員との関係は、委任に関する規定に従う。

(評議員の資格及び構成)

**第 62 条** 第 31 条第 1 項各号に掲げる者は、評議員となることができない。

- 2 被解任役員は、解任に係る学校法人の評議員となることができない。
- 3 評議員には、次に掲げる者（第 2 号に掲げる者にあつては、当該者がある場合に限る。）が含まなければならない。
  - 一 当該学校法人の職員
  - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上のもの（前号に掲げる者を除く。）
- 4 評議員は、他の 2 人以上の評議員と特別利害関係を有するものであつてはならない。
- 5 評議員の構成は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
  - 一 第 3 項第 1 号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないこと。
  - 二 理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の 2 分の 1 を超えないこと。
  - 三 役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子

法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の6分の1を超えないこと。

(評議員の任期)

**第63条** 評議員の任期は、選任後寄附行為をもつて定める期間以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する第69条第1項の定時評議員会の終結の時までとする。この場合において、寄附行為をもつて定める期間は、6年以内とする。

2 前項の規定は、寄附行為をもつて、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を当該退任した評議員の任期の満了する時までとすることを妨げない。

(評議員の解任)

**第64条** 評議員の解任は、寄附行為をもつて定めるところによる。

(評議員に欠員を生じた場合の措置)

**第65条** 評議員が任期の満了又は辞任により退任し、これによつて評議員の総数が6人(6人を超える員数を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その員数。次項において同じ。)を下回ることとなつた場合には、その退任した評議員は、新たに選任された評議員(同項の一時評議員の職務を行うべき者を含む。)が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

2 評議員の総数が6人を下回ることとなつた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる。

## 第2目 評議員会及び評議員の職務等

(評議員会の職務等)

**第66条** 評議員会は、全ての評議員で組織する。

2 評議員会は、次に掲げる職務を行う。

一 学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えること。

二 この法律の他の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について意見を述べること。

三 この法律の他の規定により評議員会の決議を要する事項について決議すること。

四 前3号に掲げるもののほか、この法律の他の規定により評議員会が行うこととされた職務

五 前各号に掲げるもののほか、寄附行為をもつて定めるところにより評議員会が行うこととされた職務

3 学校法人は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取又は決議を要することとされた事項について、評議員会の意見の聴取又は決議を要しない旨を寄附行為をもつて定めることができない。

4 前項の規定は、この法律の規定により評議員会の意見の聴取を要する事項について、評

議員会の意見の聴取に代えてその決議を要する旨を寄附行為をもつて定めることを妨げない。

(評議員会による理事の行為の差止めの求め)

**第 67 条** 評議員会は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によつて当該学校法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、第 58 条第 1 項の訴えの提起を監事に求めることができる。

2 評議員会において前項の訴えの提起を監事に求める旨の議案が否決されたとき、又は当該訴えの提起をすることを監事に求める旨の評議員会の決議があつた後遅滞なく当該訴えの提起その他の手続が行われなるときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

3 前項の場合において、裁判所が仮処分をもつて同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。

(評議員による寄附行為の閲覧等の請求)

**第 68 条** 評議員は、学校法人の業務時間内は、いつでも、寄附行為等（寄附行為、理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿及びこれに関する資料、第 103 条第 2 項に規定する計算書類等、監査報告（第 82 条第 3 項に規定する会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）並びに第 107 条第 2 項に規定する財産目録等（以下この条において「財産目録等」という。）をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる請求をすることができる。

一 寄附行為等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面（財産目録等を除く。）の謄本又は抄本の交付の請求

三 寄附行為等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項（財産目録等に係るものを除く。）を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

### 第 3 目 評議員会の運営

(評議員会の招集の時期)

**第 69 条** 定時評議員会は、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない。

2 評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。

(評議員会の招集の手続等)

**第 70 条** 評議員会は、寄附行為をもつて定めるところにより、理事が招集する。

2 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 会議の日時及び場所
  - 二 会議の目的である事項があるときは、当該事項
  - 三 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。以下この号において同じ。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨
  - 四 前3号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項
- 3 評議員会の議案は、会議の目的である事項について、理事が提出する。
  - 4 評議員会を招集するには、理事は、評議員会の日の1週間前までに、評議員に対して、書面でその通知を発しなければならない。
  - 5 理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、評議員の承諾を得て、学校法人の使用に係る電子計算機と評議員の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該理事は、同項の書面による通知を発したものとみなす。
  - 6 前2項の通知には、第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。  
（評議員会の招集等の請求）
- 第71条** 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 2 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員は、共同して、理事に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の20日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その期間）前までにしなければならない。  
（評議員による評議員会の招集等）
- 第72条** 前条第1項の規定による請求があつた日から20日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。
- 2 第70条第2項の規定にかかわらず、前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、同項の評議員は、その全員の協議により、同条第2項各号に掲げる事項を定めなければならない。
  - 3 第70条第4項の規定にかかわらず、第1項の規定により評議員が評議員会を招集するには、同項の評議員は、評議員会の日の1週間前までに、同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）に対して、書面でその通知を発しなければならない。
  - 4 第1項の評議員は、前項の書面による通知の発出に代えて、政令で定めるところにより、他の評議員の承諾を得て、第1項の評議員の使用に係る電子計算機と他の評議員の使用

に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて文部科学省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、同項の評議員は、前項の書面による通知を発したものとみなす。

- 5 前2項の通知には、第70条第2項各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

(監事による評議員会の招集等)

**第73条** 前条第2項から第5項までの規定は、第57条第2項の規定により監事が評議員会を招集する場合について準用する。この場合において、前条第2項中「その全員の協議により、同条第2項各号」とあり、及び同条第5項中「第70条第2項各号」とあるのは「第70条第2項第1号、第2号及び第4号」と、同条第3項中「同項の評議員以外の評議員（次項において「他の評議員」という。）」とあり、及び同条第4項中「他の評議員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(招集手続の省略)

**第74条** 第70条第4項から第6項までの規定及び第72条第3項から第5項まで（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員による議案の提出)

**第75条** 評議員の総数の3分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合。次項において同じ。）以上の評議員は、共同して、評議員会において、会議の目的である事項につき議案を提出することができる。ただし、当該議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合。第3項において同じ。）以上の賛成を得られなかつた日から3年を経過していない場合は、この限りでない。

- 2 評議員の総数の3分の1以上の評議員は、共同して、理事に対し、評議員会の日の20日（これを下回る期間を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その期間）前までに、前項の規定により提出しようとする議案の要領を第70条第4項又は第5項の通知に記載し、又は記録して評議員に通知することを請求することができる。

- 3 前項の規定は、同項の議案が法令若しくは寄附行為に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成を得られなかつた日から3年を経過していない場合には、適用しない。

(評議員会の決議)

**第76条** 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもつて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、第48条第1項又は第92条第1項の評議員会の決議は、議



決に加わることができる評議員の数の3分の2以上に当たる多数をもつて行わなければならない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第91条の評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもつて行わなければならない。
- 4 前3項の決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。
- 5 学校法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、評議員が書面又は第70条第5項に規定する情報通信の技術を利用する方法により評議員会の議決に加わることができるものとすることができる。
- 6 評議員会は、会議の目的である事項以外の事項については、決議をすることができない。ただし、第87条において準用する一般社団・財団法人法第109条第2項の会計監査人の出席を求めることについては、この限りでない。

(延期又は続行の決議)

**第77条** 評議員会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第70条の規定は、適用しない。

(評議員会の議事録)

**第78条** 評議員会の議事については、文部科学省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、評議員会の日から10年間、前項の議事録をその主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号又は第4号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第1項の議事録が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第1項の議事録が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

**第79条** 一般社団・財団法人法第195条の規定は、評議員会について準用する。

(評議員会への報告の省略)

**第195条** 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が

書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

#### 第4款 会計監査人

##### 第1目 選任及び解任等

(会計監査人の選任等)

**第80条** 会計監査人は、評議員会の決議によつて、選任する。

2 学校法人与会計監査人との関係は、委任に関する規定に従う。

(会計監査人の資格)

**第81条** 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。第3項第2号及び第86条第6項第3号において同じ。）又は監査法人でなければならない。

2 会計監査人に選任された監査法人は、その社員（次項第2号に掲げる者を除く。）の中から会計監査人の職務を行うべき者を選定し、これを学校法人に通知しなければならない。

3 次に掲げる者は、会計監査人となることができない。

- 一 公認会計士法の規定により、第103条第2項に規定する計算書類について監査をすることができない者
- 二 学校法人の子法人若しくは子法人役員から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
- 三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

(会計監査人の任期)

**第82条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時評議員会において再任されたものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人（第18条第2項の規定に基づき会計監査人を置く学校法人をいう。以下同じ。）が会計監査人を置く旨の寄附行為の定めを廃止する寄附行為の変更をした場合には、会計監査人の任期は、当該寄附行為の変更の効力が生じた時に満了する。

(会計監査人の解任)

**第83条** 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつて、当該会計監査人を解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つたとき。
- 二 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかに該当すると認める場合において、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事の全員の合意によつて当該会計監査人を解任することができる。

3 前項の規定により会計監査人を解任したときは、監事の互選によつて定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人の選任及び解任等に関する手続)

**第 84 条** 評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事が決定する。

2 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。

3 会計監査人は、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について、評議員会に出席して意見を述べることができる。

4 会計監査人を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

**第 85 条** 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

2 前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によつて行わなければならない。

3 第 81 条及び第 83 条第 1 項の規定は、第 1 項の一時会計監査人の職務を行うべき者について準用する。この場合において、同条第 1 項中「評議員会の決議」とあるのは、「監事の全員の合意」と読み替えるものとする。

## 第 2 目 職務等

(会計監査人の職務等)

**第 86 条** 会計監査人は、第 5 節の定めるところにより、第 103 条第 2 項に規定する計算書類及びその附属明細書並びに財産目録その他の文部科学省令で定めるものを監査する。

2 会計監査人は、監査を行つたときは、文部科学省令で定めるところにより、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出しなければならない。

3 会計監査人は、いつでも、次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

- 三 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 4 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、学校法人の子法人に対して会計に関する報告を求め、又は学校法人若しくはその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 5 前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 6 会計監査人は、その職務を行うに当たっては、次の各号のいずれかに該当する者を使用してはならない。
  - 一 第 81 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる者
  - 二 自己が会計監査人（前条第 1 項の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者を含む。次号において同じ。）に選任されている学校法人の役員若しくは職員又は子法人役員若しくは子法人に使用される者
  - 三 自己が会計監査人に選任されている学校法人又はその子法人から公認会計士又は監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者  
（一般社団・財団法人法の規定の準用）

**第 87 条** 一般社団・財団法人法第 108 条から第 110 条までの規定は、会計監査人について準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第 108 条第 1 項及び第 109 条第 1 項中「定款」とあるのは「寄附行為」と、同条中「定時社員総会」とあるのは「定時評議員会」と、同項中「第 107 条第 1 項」とあるのは「私立学校法第 86 条第 1 項」と、一般社団・財団法人法第 110 条中「監事（監事が 2 人以上ある場合にあつては、その過半数）」とあるのは「監事の過半数」と読み替えるものとする。

（監事に対する報告）

**第 108 条** 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

（定時社員総会における会計監査人の意見の陳述）

**第 109 条** 第 107 条第 1 項に規定する書類が法令又は定款に適合するかどうかについて会計監査人が監事と意見を異にするときは、会計監査人（会計監査人が監査法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員。次項において同じ。）は、定時社員総会に出席して意見を述べることができる。

2 定時社員総会において会計監査人の出席を求める決議があったときは、会計監査人は、定時社員総会に出席して意見を述べなければならない。

(会計監査人の報酬等の決定に関する監事の関与)

**第 110 条** 理事は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、監事（監事が 2 人以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

### 第 5 款 役員、評議員又は会計監査人の損害賠償責任等

(役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任)

**第 88 条** 役員、評議員又は会計監査人は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 理事が第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項の規定に違反して同項第 1 号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。

3 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。

一 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の理事

二 学校法人が当該取引をすることを決定した理事

三 当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事

(役員、評議員又は会計監査人の第 3 者に対する損害賠償責任)

**第 89 条** 役員、評議員又は会計監査人がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該役員、評議員又は会計監査人は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 次の各号に掲げる者が、当該各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者が当該行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 理事 次に掲げる行為

イ 第 103 条第 2 項に規定する計算書類等及び財産目録に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

二 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

三 会計監査人 会計監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

(役員、評議員又は会計監査人の連帯責任)

**第90条** 役員、評議員又は会計監査人が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員、評議員又は会計監査人も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(学校法人に対する損害賠償責任の免除)

**第91条** 第88条第1項の責任は、評議員会の決議がなければ、免除することができない。

(責任の一部免除)

**第92条** 前条の規定にかかわらず、役員又は会計監査人の第88条第1項の責任は、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額(第94条第1項において「最低責任限度額」という。)を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。

一 賠償の責任を負う額

二 当該役員又は会計監査人がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 理事長 6

ロ 理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの 4

(1) 代表業務執行理事及び業務執行理事

(2) 当該学校法人の業務を執行した理事((1)に掲げる理事を除く。)

(3) 当該学校法人の職員である理事

ハ 理事(イ及びロに掲げるものを除く。)、監事又は会計監査人 2

2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。

一 責任の原因となつた事実及び賠償の責任を負う額

二 前項の規定により免除することができる額の限度及びその算定の根拠

三 責任を免除すべき理由及び免除額

3 理事は、第88条第1項の責任の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する議案を評議員会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

4 第1項の決議があつた場合において、学校法人が当該決議後に同項の役員又は会計監査人に対し退職慰労金その他の文部科学省令で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

(理事会による免除に関する寄附行為の定め)

**第93条** 第91条の規定にかかわらず、学校法人は、役員又は会計監査人の第88条第1項

の責任について、当該役員又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となつた事実の内容、当該役員又は会計監査人の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、前条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によつて免除することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

- 2 理事は、寄附行為を変更して前項の規定による寄附行為の定め（理事の責任を免除することができる旨の定めに限る。）を設ける議案及び同項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による寄附行為の定めに基づいて役員又は会計監査人の責任を免除する旨の理事会の決議を行つたときは、理事は、遅滞なく、前条第2項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には一定の期間内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。ただし、当該期間は、1月を下ることができない。
- 4 評議員の総数の10分の1（これを下回る割合を寄附行為をもつて定めた場合にあつては、その割合）以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、学校法人は、第1項の規定による寄附行為の定めに基づく責任の免除をしてはならない。
- 5 前条第4項の規定は、第1項の規定による寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合について準用する。

（責任限定契約）

**第94条** 第91条の規定にかかわらず、学校法人は、理事（業務執行理事等及び当該学校法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）、監事又は会計監査人の第88条第1項の責任について、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、寄附行為をもつて定めた額の範囲内であらかじめ学校法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事、監事又は会計監査人と締結することができる旨を寄附行為をもつて定めることができる。

- 2 前項の契約を締結した非業務執行理事、監事又は会計監査人が当該学校法人の業務執行理事等又は職員に就任したときは、当該契約は、将来に向かつてその効力を失う。
- 3 理事は、寄附行為を変更して第1項の規定による寄附行為の定め（非業務執行理事と契約を締結することができる旨の定めに限る。）を設ける議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。
- 4 第1項の契約を締結した学校法人が、当該契約の相手方である非業務執行理事、監事又は会計監査人が任務を怠つたことにより損害を受けたことを知つたときは、その後最初に招集される評議員会において次に掲げる事項を開示しなければならない。
  - 一 第92条第2項第1号及び第2号に掲げる事項
  - 二 当該契約の内容及び当該契約を締結した理由

三 第 88 条第 1 項の損害のうち、当該非業務執行理事、監事又は会計監査人が賠償する責任を負わないとされた額

5 第 92 条第 4 項の規定は、非業務執行理事、監事又は会計監査人が第 1 項の契約によつて同項に規定する限度を超える部分について損害を賠償する責任を負わないとされた場合について準用する。

(理事が自己のためにした取引に関する特則)

**第 95 条** 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項第 2 号の取引（自己のためにした取引に限る。）をした理事の第 88 条第 1 項の責任は、任務を怠つたことが当該理事の責めに帰することができない事由によるものであることをもつて免れることができない。

2 前 3 条の規定は、前項の責任については、適用しない。

(補償契約)

**第 96 条** 学校法人が、役員又は会計監査人に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該学校法人が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二 当該役員又は会計監査人が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ 当該損害を当該役員又は会計監査人が賠償することにより生ずる損失

ロ 当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員又は会計監査人が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2 学校法人は、補償契約を締結している場合であつても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一 前項第 1 号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二 当該学校法人が前項第 2 号の損害を賠償するとすれば当該役員又は会計監査人が当該学校法人に対して第 88 条第 1 項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三 役員又は会計監査人がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたことにより前項第 2 号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3 補償契約に基づき第 1 項第 1 号に掲げる費用を補償した学校法人が、当該役員又は会計監査人が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該学校法人に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知つたときは、当該役員又は会計監査人に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。



- 5 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項の規定並びに第 88 条第 3 項及び前条第 1 項の規定は、学校法人と理事との間の補償契約については、適用しない。
- 6 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定は、第 1 項の決議によつてその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（自己契約及び双方代理等）

**第 108 条** 同一の法律行為について、相手方の代理人として、又は当事者双方の代理人としてした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

- 2 前項本文に規定するもののほか、代理人と本人との利益が相反する行為については、代理権を有しない者がした行為とみなす。ただし、本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない。

（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）

- 第 97 条** 学校法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員又は会計監査人がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害を保険者が補することを約するものであつて、役員又は会計監査人を被保険者とするもの（以下この条において「賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。ただし、当該賠償責任保険契約が、これを締結することにより被保険者である役員又は会計監査人の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして文部科学省令で定めるものである場合は、この限りでない。
- 2 第 40 条において準用する一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項及び第 92 条第 2 項の規定並びに第 88 条第 3 項の規定は、理事を被保険者とする賠償責任保険契約の締結については、適用しない。
  - 3 民法第 108 条の規定は、第 1 項の決議によつてその内容が定められた前項の賠償責任保険契約の締結については、適用しない。

#### 第 4 節 予算及び事業計画等

（会計年度）

**第 98 条** 学校法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

（予算及び事業計画）

**第 99 条** 学校法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成しなければならない。

（役員及び評議員に対する報酬等）

**第 100 条** 学校法人は、役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対

価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下この条において同じ。) について、文部科学省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

- 2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従って、その役員及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

## 第5節 会計並びに計算書類等及び財産目録等

(会計の原則)

**第101条** 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

(会計帳簿)

**第102条** 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、会計帳簿の閉鎖の時から十年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(計算書類等の作成及び保存)

**第103条** 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

- 2 学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等(計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。))及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。
- 3 計算書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 4 学校法人は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

(計算書類等の監査等)

**第104条** 計算書類等は、文部科学省令で定めるところにより、監事の監査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計監査人設置学校法人においては、計算書類及びその附属明細書については、文部科学省令で定めるところにより、監事及び会計監査人の監査を受けなければならない。
- 3 前2項の監査を受けた計算書類等は、理事会の決議による承認を受けなければならない。この場合において、当該承認は、監査報告(会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。次条第1項及び第106条において同じ。)の内容を踏まえて行うものとする。

(計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等)

**第 105 条** 理事は、定時評議員会の招集の通知に際して、文部科学省令で定めるところにより、評議員に対し、前条第 3 項の承認を受けた計算書類及び事業報告書並びに監査報告を提供しなければならない。

2 理事は、前条第 3 項の承認を受けた計算書類及び事業報告書を定時評議員会に提出しなければならない。

3 理事は、前項の規定により提出された計算書類及び事業報告書の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

(計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等)

**第 106 条** 学校法人は、計算書類等及び監査報告を、前条第 2 項の定時評議員会の日の 1 週間前の日から 5 年間、その主たる事務所に備え置かななければならない。

2 学校法人は、計算書類等及び監査報告の写しを、前条第 2 項の定時評議員会の日の 1 週間前の日から 3 年間、その従たる事務所に備え置かななければならない。ただし、計算書類等及び監査報告を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第 3 号及び第 4 号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをついているときは、この限りでない。

3 債権者は、学校法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第 2 号又は第 4 号に掲げる請求をするには、当該学校法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 計算書類等及び監査報告が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 計算書類等及び監査報告が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて当該学校法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

4 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、前項第 1 号及び第 3 号に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(財産目録等の作成、備置き及び閲覧等)

**第 107 条** 学校法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

一 財産目録

二 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿

三 第 100 条第 1 項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

- 2 前項各号に掲げる書類（以下「財産目録等」という。）は、電磁的記録をもつて作成することができる。
- 3 学校法人は、財産目録等を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。
- 4 学校法人は、財産目録等の写しを、当該会計年度に係る定時評議員会の日から3年間、その従たる事務所に備え置かなければならない。ただし、財産目録等を電磁的記録で作成し、従たる事務所において次項第2号に掲げる請求に応ずることを可能とするための措置として文部科学省令で定めるものをついているときは、この限りでない。
- 5 当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は、学校法人の業務時間内は、いつでも、財産目録等について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該学校法人は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。
  - 一 財産目録等が書面をもつて作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求
  - 二 財産目録等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
- 6 前項の規定にかかわらず、学校法人は、第1項第2号の名簿について前項各号に掲げる請求があつた場合には、当該名簿に記載され、又は記録された事項中、個人の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、同項各号の閲覧をさせることができる。

## 第6節 寄附行為の変更

**第108条** 寄附行為の変更の決定は、理事会の決議によらなければならない。

- 2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。
- 3 寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 4 第24条第1項の規定は、前項の認可について準用する。
- 5 学校法人は、第3項の文部科学省令で定める寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

## 第7節 解散及び清算並びに合併

（解散事由）

**第109条** 学校法人は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 理事会の決議による決定
- 二 寄附行為に定めた解散事由の発生
- 三 目的たる事業の成功の不能

四 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人との合併

五 破産手続開始の決定

六 第 135 条第 1 項の規定による所轄庁の解散命令

2 理事会は、前項第 1 号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 所轄庁は、前項の認可をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

5 清算人は、第 1 項第 2 号又は第 5 号に掲げる事由によつて解散した場合には、所轄庁にその旨を届け出なければならない。

(学校法人についての破産手続の開始)

**第 110 条** 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。  
(清算の開始)

**第 111 条** 学校法人は、次に掲げる場合には、次条から第 125 条までに定めるところにより、清算をしなければならない。

一 解散した場合（第 109 条第 1 項第 4 号に掲げる事由によつて解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）

二 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

2 前項の規定により清算をする学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

**第 112 条** 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第 135 条第 1 項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 学校法人が第 135 条第 1 項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。

(裁判所による清算人の選任)

**第 113 条** 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

2 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、裁判所は、利害関係人

の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

**第 114 条** 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

**第 115 条** 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

**第 116 条** 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

**第 117 条** 清算人は、その就職の日から 2 月以内に、少なくとも 3 回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、2 月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第 1 項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

**第 118 条** 前条第 1 項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

**第 119 条** 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第 1 項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

**第 120 条** 裁判所は、第 113 条の規定により清算人を選任した場合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

**第 121 条** 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 裁判所は、第 1 項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。
- 4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。
- 5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。
- 6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

**第 122 条** 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

**第 123 条** 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

**第 124 条** 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(残余財産の帰属)

**第 125 条** 第 111 条第 1 項の規定により清算をする学校法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、寄附行為の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 前項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。
- 3 国は、前項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)を私立学校教育の助成のために、学校法人に対して譲与し、又は無償で貸し付けるものとする。ただし、国は、これに代えて、当該財産の価額に相当する金額を補助金として支出することができる。
- 4 前項の助成については、私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)第 11 条から第 13 条までの規定の適用があるものとする。
- 5 第 2 項の規定により国庫に帰属した財産が金銭である場合には、国は、その金額について第 3 項ただし書の処置をとるものとする。
- 6 第 2 項の規定により国庫に帰属した財産(金銭を除く。)は、文部科学大臣の所管とし、第 3 項本文の処分は、文部科学大臣が行う。ただし、当該財産につき同項ただし書の処置がとられた場合には、当該財産を財務大臣に引き継がなければならない。

(合併手続)

**第 126 条** 学校法人の合併の決定は、理事会の決議によらなければならない。

2 理事会は、前項の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。

3 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

**第 127 条** 学校法人は、前条第 3 項に規定する所轄庁の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から 2 週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の期間内に、その債権者に対し異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。ただし、その期間は、2 月を下ることができない。

**第 128 条** 債権者が前条第 2 項の期間内に合併に対して異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、学校法人は、これに弁済をし、若しくは相当の担保を提供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

**第 129 条** 合併により学校法人を設立する場合においては、寄附行為その他学校法人の設立に関する事務は、各学校法人又は第 152 条第 5 項の法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

**第 130 条** 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第 152 条第 5 項の法人の権利義務（当該学校法人又は同項の法人が行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期)

**第 131 条** 学校法人の合併は、合併後存続する学校法人又は合併によつて設立する学校法人の主たる事務所の所在地において政令の定めるところにより登記をすることによつて効力を生ずる。

## 第 8 節 助成及び監督

(助成)

**第 132 条** 国又は地方公共団体は、教育の振興上必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる。

(措置命令等)

**第 133 条** 所轄庁は、学校法人が、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該学校法人に対



し、期限を定めて、違反の停止、運営の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による措置命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 3 所轄庁は、第1項の規定による措置命令をしようとする場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第30条の規定による通知において、所轄庁による弁明の機会の付与に代えて私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めることができる旨並びに当該弁明のために出席すべき私立学校審議会等の日時及び場所並びに第5項の規定による弁明書を提出する場合における当該弁明書の提出先及び提出期限を通知しなければならない。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による弁明の機会の付与を求めたときは、所轄庁に代わつて弁明の機会を付与しなければならない。
- 5 前項の規定による弁明は、当該学校法人が弁明書を提出してすることを求めたときを除き、私立学校審議会等に出席してするものとする。
- 6 行政手続法第29条第2項及び第31条（同法第16条の準用に係る部分に限る。）の規定は、第4項の規定により私立学校審議会等が行う弁明の機会の付与について準用する。この場合において、同法第31条において準用する同法第16条第4項中「行政庁」とあるのは、「私立学校法第19条第2項の私立学校審議会等」と読み替えるものとする。
- 7 私立学校審議会等は、第4項の規定により所轄庁に代わつて弁明を聴取したときは、当該弁明を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない。
- 8 第4項の規定により私立学校審議会等が弁明の機会を付与する場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 9 第1項の規定による措置命令については、審査請求をすることができない。
- 10 学校法人が第1項の規定による措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員又は評議員の解任を勧告することができる。
- 11 所轄庁は、前項の規定による勧告をするときは、あらかじめ、当該学校法人又は解任しようとする役員若しくは評議員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 12 行政手続法第3章第3節の規定及び第3項から第7項までの規定は、前項の規定による弁明について準用する。この場合において、第7項中「第2項」とあるのは、「第11項」と読み替えるものとする。

（収益事業の停止）

**第134条** 所轄庁は、第19条第1項の規定により収益を目的とする事業を行う学校法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該学校法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

- 一 当該学校法人が寄附行為で定められた事業以外の事業を行うこと。
- 二 当該学校法人が当該事業から生じた収益をその設置する私立学校の経営の目的以外

の目的に使用すること。

三 当該事業の継続が当該学校法人の設置する私立学校の教育に支障があること。

- 2 所轄庁は、前項の規定による停止命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 3 前条第3項から第9項までの規定は、第1項の規定による停止命令をする場合について準用する。この場合において、同条第7項中「第2項」とあるのは、「次条第2項」と読み替えるものとする。

(解散命令)

**第135条** 所轄庁は、学校法人が法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分違反した場合においては、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限り、当該学校法人に対して、解散を命ずることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による解散命令をするときは、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。
- 3 所轄庁は、第1項の規定による解散命令をしようとする場合には、行政手続法第15条第1項の規定による通知において、所轄庁による聴聞に代えて私立学校審議会等による意見の聴取を求めることができる旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所並びに当該意見の聴取に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地を通知しなければならない。この場合において、所轄庁は、次に掲げる事項を教示しなければならない。
  - 一 当該意見の聴取の期日に私立学校審議会等に出席して意見を述べ、及び証拠書類若しくは証拠物を提出し、又は当該意見の聴取の期日における私立学校審議会等への出席に代えて陳述書及び証拠書類若しくは証拠物を提出することができること。
  - 二 当該意見の聴取が終結する時までの間、所轄庁に対し、第1項の規定による解散命令の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。
- 4 私立学校審議会等は、当該学校法人が私立学校審議会等による意見の聴取を求めたときは、所轄庁に代わつて意見の聴取を行わなければならない。
- 5 行政手続法第3章第2節（第15条、第19条、第26条及び第28条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第16条第4項（同法第17条第3項において準用する場合を含む。）中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等（私立学校法第19条第2項の私立学校審議会等をいう。以下同じ。）」と、同法第17条第1項中「第19条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、同法第20条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項、第23条、第24条第1項及び第3項並びに第25条中「主宰者」とあり、並びに同法第20条第6項及び同法第22条第3項（同法第25条において準用する場合を含む。）において準用する同法第15条第3項中「行政庁」とあるのは「私立学校審議会等」と、同法第25条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と読み替えるものとする。

- 6 私立学校審議会等は、第4項の規定により所轄庁に代わつて意見の聴取をしたときは、当該学校法人の意見を十分に参酌して第2項に規定する意見を述べなければならない。
- 7 第4項の規定により私立学校審議会等が意見の聴取を行う場合には、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。
- 8 第1項の規定による解散命令については、審査請求をすることができない。  
（報告及び検査）

**第136条** 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
（情報の公表）

**第137条** 学校法人は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表するよう努めなければならない。

- 一 寄附行為の内容
- 二 計算書類等、監査報告（会計監査人設置学校法人にあつては、会計監査報告を含む。）及び財産目録等のうち文部科学省令で定めるものの内容

## 第9節 訴訟等

### 第1款 学校法人の組織に関する訴え

（学校法人の組織に関する訴え）

**第138条** 次の各号に掲げる行為の無効は、当該各号に定める期間に、訴えをもつてのみ主張することができる。

- 一 学校法人の設立学校法人の成立の日から2年以内
  - 二 学校法人の吸収合併吸収合併の効力が生じた日から6月以内
  - 三 学校法人の新設合併新設合併の効力が生じた日から6月以内
- 2 次の各号に掲げる行為の無効の訴えは、当該各号に定める者に限り、提起することができる。
    - 一 前項第1号に掲げる行為設立する学校法人の役員、評議員又は清算人
    - 二 前項第2号に掲げる行為当該行為の効力が生じた日において吸収合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併後存続する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（吸収合併について承認をしなかつたものに限る。）

- 3 前項第3号に掲げる行為当該行為の効力が生じた日において新設合併をする学校法人の役員、評議員若しくは清算人であつた者又は合併によつて設立する学校法人の役員、評議員若しくは清算人、破産管財人若しくは債権者（新設合併について承認をしなかつたものに限る。）

（一般社団・財団法人法の規定の準用）

**第139条** 一般社団・財団法人法第269条（第1号から第3号までに係る部分に限る。）、第270条、第271条（第2項を除く。）、第272条から第275条まで及び第277条の規定は、前条第1項各号に掲げる行為の無効の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第271条第1項中「社員」とあるのは、「債権者」と読み替えるものとする。

（被告）

**第269条** 次の各号に掲げる訴え（以下この節において「一般社団法人等の組織に関する訴え」と総称する。）については、当該各号に定める者を被告とする。

- 一 一般社団法人等の設立の無効の訴え 設立する一般社団法人等
- 二 一般社団法人等の吸収合併の無効の訴え 吸収合併存続法人
- 三 一般社団法人等の新設合併の無効の訴え 新設合併設立法人
- 四～八 （略）

（訴えの管轄）

**第270条** 一般社団法人等の組織に関する訴えは、被告となる一般社団法人等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

（担保提供命令）

**第271条** 一般社団法人等の組織に関する訴えであつて、社員が提起することができるものについては、裁判所は、被告の申立てにより、当該一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した社員に対し、相当の担保を立てるべきことを命ずることができる。ただし、当該社員が理事、監事又は清算人であるときは、この限りでない。

2 （略）

3 被告は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の申立てをするには、原告の訴えの提起が悪意によるものであることを疎明しなければならない。

（弁論等の必要的併合）

**第272条** 同一の請求を目的とする一般社団法人等の組織に関する訴えに係る2以上の訴訟が同時に係属するときは、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

**第273条** 一般社団法人等の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

（無効又は取消しの判決の効力）

**第 274 条** 一般社団法人等の組織に関する訴え（第 269 条第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 7 号に掲げる訴えに限る。）に係る請求を認容する判決が確定したときは、当該判決において無効とされ、又は取り消された行為（当該行為によって一般社団法人等が設立された場合にあつては、当該設立を含む。）は、将来に向かつてその効力を失う。

（合併の無効判決の効力）

**第 275 条** 次の各号に掲げる行為の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該行為をした一般社団法人等は、当該行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。

一 一般社団法人等の吸収合併 吸収合併存続法人

二 一般社団法人等の新設合併 新設合併設立法人

2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる行為の効力が生じた日後に当該各号に定める一般社団法人等が取得した財産は、当該行為をした一般社団法人等の共有に属する。

3 前 2 項に規定する場合には、各一般社団法人等の第 1 項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各一般社団法人等の協議によって定める。

4 各一般社団法人等の第 1 項の債務の負担部分又は第 2 項の財産の共有持分について、前項の協議が調わないときは、裁判所は、各一般社団法人等の申立てにより、第 1 項各号に掲げる行為の効力が生じた時における各一般社団法人等の財産の額その他一切の事情を考慮して、これを定める。

（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）

**第 277 条** 一般社団法人等の組織に関する訴えを提起した原告が敗訴した場合において、原告に悪意又は重大な過失があつたときは、原告は、被告に対し、連帯して損害を賠償する責任を負う。

## 第 2 款 責任追及の訴え

（責任追及の訴え）

**第 140 条** 評議員会は、学校法人に対し、書面その他の文部科学省令で定める方法により、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴え（以下この款において「責任追及の訴え」という。）の提起を求めることができる。

2 前項の規定により責任追及の訴えの提起を求める旨の評議員会の決議があつた日から 60 日以内に責任追及の訴えを提起しない場合は、理事（理事の責任を追及する訴えの場合にあつては、監事）は、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を評議員会に報告しなければならない。

3 前項に規定する場合において、第 1 項の役員、会計監査人又は清算人から請求を受けた

ときは、学校法人は、当該請求をした者に対し、遅滞なく、責任追及の訴えを提起しない理由を書面その他の文部科学省令で定める方法により通知しなければならない。

(一般社団・財団法人法の規定の準用)

**第 141 条** 一般社団・財団法人法第 279 条、第 280 条の 2、第 281 条第 4 項及び第 283 条第 1 項の規定は、責任追及の訴えについて準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第 280 条の 2 中「監事（監事が 2 人以上ある場合にあつては、各監事）」とあるのは「各監事」と、一般社団・財団法人法第 281 条第 4 項中「第 25 条、第 112 条（第 217 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 141 条第 5 項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）」とあるのは「私立学校法第 91 条」と、一般社団・財団法人法第 283 条第 1 項中「又は社員は、確定した」とあるのは「は、確定した」と読み替えるものとする。

(訴えの管轄)

**第 279 条** 責任追及の訴えは、一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(和解)

**第 280 条の 2** 監事設置一般社団法人が、当該監事設置一般社団法人の理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟における和解をするには、監事（監事が 2 人以上ある場合にあつては、各監事）の同意を得なければならない。

**第 281 条** (略)

2・3 (略)

4 第 25 条、第 112 条（第 217 条第 4 項において準用する場合を含む。）及び第 141 条第 5 項（同項ただし書に規定する超過額を超えない部分について負う責任に係る部分に限る。）の規定は、責任追及の訴えに係る訴訟における和解をする場合には、適用しない。

(再審の訴え)

**第 283 条** 責任追及の訴えが提起された場合において、原告及び被告が共謀して責任追及の訴えに係る訴訟の目的である一般社団法人の権利を害する目的をもって判決をさせたときは、一般社団法人又は社員は、確定した終局判決に対し、再審の訴えをもって、不服を申し立てることができる。

2 (略)

### 第 3 款 会計帳簿等の提出命令

**第 142 条** 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、会計帳簿又は計算書

類及びその附属明細書の全部又は一部の提出を命ずることができる。

#### 第4章 大臣所轄学校法人等の特例

(大臣所轄学校法人等の定義)

**第143条** この章において「大臣所轄学校法人等」とは、文部科学大臣が所轄庁である学校法人及びそれ以外の学校法人でその事業の規模又は事業を行う区域が政令で定める基準に該当するものをいう。

(会計監査人の設置の特例)

**第144条** 大臣所轄学校法人等は、第18条第2項の規定にかかわらず、会計監査人を置かなければならない。

2 前項の場合における第23条第1項の規定の適用については、同項第11号中「会計監査人を置く場合には、その旨及び」とあるのは、「会計監査人の」とする。

3 大臣所轄学校法人等は、第68条及び第104条から第106条までの規定の適用については、会計監査人設置学校法人とみなす。

(常勤の監事の選定の特例)

**第145条** 大臣所轄学校法人等のうちその事業の規模又は事業を行う区域が特に大きいものとして政令で定める基準に該当するものは、寄附行為をもつて定めるところにより、常勤の監事を定めなければならない。

2 前項の場合における第23条第1項の規定の適用については、同項第7号中「事項」とあるのは、「事項並びに常勤の監事の選定の方法その他常勤の監事に関する事項」とする。

(理事の構成及び報告義務の特例)

**第146条** 大臣所轄学校法人等については、第31条第4項第2号に掲げる者が理事に2人以上含まれなければならない。

2 大臣所轄学校法人等についての第39条第1項及び第44条第1項の規定の適用については、第39条第1項中「毎会計年度に4月を超える間隔で2回」とあるのは「3月に1回」と、第44条第1項中「第39条第1項」とあるのは「第39条第1項(同法第146条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

(評議員会及び評議員の特例)

**第147条** 大臣所轄学校法人等についての第71条、第72条及び第75条の規定の適用については、第71条並びに第75条第1項及び第2項中「3分の1」とあるのは「10分の1」と、第71条第2項、第72条第1項及び第75条第2項中「20日」とあるのは「30日」とする。

(体制の整備及び中期事業計画の作成等)

**第148条** 大臣所轄学校法人等は、第36条第3項第5号に規定する体制を整備しなければならない。

2 大臣所轄学校法人等は、事業に関する中期的な計画(第4項において「中期事業計画」

という。)を作成しなければならない。

- 3 前項の場合における第 36 条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、同条第 3 項第 6 号中「事業計画」とあるのは、「事業計画並びに第 148 条第 2 項に規定する中期事業計画」とする。
- 4 大臣所轄学校法人等（文部科学大臣が所轄庁である学校法人に限る。）は、事業計画及び中期事業計画を作成するに当たっては、学校教育法第 109 条第 2 項（同法第 123 条において準用する場合を含む。）に規定する認証評価の結果を踏まえなければならない。  
（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）

**第 149 条** 第 144 条第 3 項の規定により大臣所轄学校法人等を会計監査人設置学校法人とみなして適用する第 106 条の規定の適用については、同条第 4 項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の債権者以外の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。

- 2 大臣所轄学校法人等についての第 107 条の規定の適用については、同条第 5 項中「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人は」とあるのは、「何人も」とする。  
（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）

**第 150 条** 大臣所轄学校法人等においては、第 108 条第 1 項の規定による寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）、第 109 条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定による解散又は第 126 条第 1 項の規定による合併の決定は、評議員会の決議がなければ効力を生じない。この場合において、これらの規定による理事会の決議については、それぞれ第 108 条第 2 項、第 109 条第 2 項又は第 126 条第 2 項の規定は、適用しない。

（情報の公表の特例）

**第 151 条** 大臣所轄学校法人等は、第 137 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第 23 条第 1 項若しくは第 108 条第 3 項の認可を受けた場合又は同条第 5 項の規定による届出をした場合 寄附行為の内容
- 二 計算書類等、監査報告、会計監査報告及び財産目録等を作成した場合 これらのものうち文部科学省令で定めるものの内容

## 第 5 章 雑則

（私立専修学校等）

**第 152 条** 第 5 条、第 6 条及び第 7 条第 1 項の規定は、私立専修学校について準用する。この場合において、同項中「第 4 条第 1 項」とあるのは「第 130 条第 1 項」と、「又は」とあるのは「又は第 133 条第 1 項において準用する」と読み替えるものとする。



- 2 第5条、第6条及び第7条第1項の規定は、私立各種学校について準用する。この場合において、同項中「第4条第1項」とあるのは「第134条第2項において準用する同法第4条第1項」と、「又は」とあるのは「又は第134条第2項において準用する」と読み替えるものとする。
- 3 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。
- 4 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第3章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
- 5 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
- 6 第3章及び前章の規定（第148条第4項を除く。）の規定は、前項の法人について準用する。この場合において、第3章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
- 7 学校法人及び第5項の法人は、寄附行為をもつて定めるところにより、同項の法人及び学校法人となるために必要な事項を寄附行為に定め、所轄庁の認可を受けることにより、それぞれ同項の法人及び学校法人となることができる。
- 8 第42条第2項（第1号に係る部分に限る。）、第108条第1項及び第2項並びに第150条の規定（これらの規定を第6項において準用する場合を含む。）は、前項に規定する事項を寄附行為に定める場合について準用する。この場合において、同条中「寄附行為の変更（軽微な変更として文部科学省令で定めるものを除く。）」とあるのは「第152条第7項に規定する事項を寄附行為に定めることの決定又は」と、「解散又は」とあるのは「解散若しくは」と読み替えるものとする。
- 9 第24条及び第26条の規定は、学校法人に対する第7項の認可について準用する。この場合において、第24条第1項中「第17条」とあるのは「第152条第6項において準用する第17条」と、第26条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「第152条第5項の法人となる」と読み替えるものとする。
- 10 第24条及び第26条の規定は、第5項の法人に対する第7項の認可について準用する。この場合において、第24条第1項及び第26条中「学校法人」とあるのは「第152条第5項の法人」と、同条中「設立」とあるのは「組織変更」と、「成立する」とあるのは「学校法人となる」と読み替えるものとする。
- 11 学校法人が第7項の規定により第5項の法人となつた場合において、当該法人が第6項において準用する第143条に規定する大臣所轄学校法人等であるときは、当該法人は、組織変更の登記を行つた後、遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、寄附行為の内容を公表しなければならない。第5項の法人が第7項の規定により学校法人となつた場合において、当該学校法人が第143条に規定する大臣所轄学校法人等であるときも、同様とする。

(類似名称の使用禁止)

**第 153 条** 学校法人でない者は、その名称中に、学校法人という文字を用いてはならない。  
ただし、前条第 5 項の法人は、この限りでない。

(実施規定)

**第 154 条** この法律に規定するものを除くほか、この法律の施行に関し必要な事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは文部科学省令で定める。

(事務の区分)

**第 155 条** 第 19 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 25 条、第 34 条第 2 項、第 50 条第 2 項、第 56 条第 2 項、第 65 条第 2 項、第 72 条第 1 項、第 108 条第 3 項及び第 5 項、第 109 条第 3 項から第 5 項まで、第 112 条第 2 項、第 115 条、第 121 条第 5 項及び第 6 項、第 122 条、第 126 条第 3 項、第 133 条第 1 項及び第 2 項、同条第 3 項（同条第 12 項及び第 134 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 133 条第 10 項及び第 11 項、第 134 条第 1 項及び第 2 項、第 135 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 136 条第 1 項の規定（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）、第 24 条第 2 項（第 152 条第 6 項、第 9 項及び第 10 項において準用する場合を含む。）並びに第 152 条第 7 項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とする。

(経過措置)

**第 156 条** この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

## 第 6 章 罰則

(役員等の特別背任罪)

**第 157 条** 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該学校法人若しくは同項の法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該学校法人又は同項の法人に財産上の損害を加えたときは、7 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 役員

二 民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された役員職務を代行する者

三 第 34 条第 2 項又は第 50 条第 2 項（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により役員職務を一時行うべき者として選任された者

2 第 111 条第 1 項（第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により清算をする学校法人又は第 152 条第 5 項の法人（以下この項及び次条第 1 項第 2 号において「清

算法人」という。)に係る次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は当該清算法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、当該清算法人に財産上の損害を加えたときも、前項と同様とする。

一 清算人

二 民事保全法第 56 条に規定する仮処分命令により選任された清算人の職務を代行する者

3 前 2 項の罪の未遂は、罰する。

(役員等の贈収賄罪)

**第 158 条** 次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、5 年以下の拘禁刑又は 500 万円以下の罰金に処する。

一 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人に係る前条第 1 項各号に掲げる者

二 清算法人に係る前条第 2 項各号に掲げる者

三 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人に係る会計監査人又は第 85 条第 1 項(第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。)の規定により選任された一時会計監査人の職務を行うべき者

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、3 年以下の拘禁刑又は 300 万円以下の罰金に処する。

3 第 1 項の場合において、犯人の收受した利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(学校法人等の財産の処分に関する罪)

**第 159 条** 学校法人又は第 152 条第 5 項の法人に係る第 157 条第 1 項各号に掲げる者が、当該学校法人又は第 152 条第 5 項の法人の目的の範囲外において、投機取引のために当該学校法人又は同項の法人の財産を処分したときは、3 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(国外犯)

**第 160 条** 第 157 条、第 158 条第 1 項及び前条の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

2 第 158 条第 2 項の罪は、刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 2 条の例に従う。

(法人における罰則の適用)

**第 161 条** 第 158 条第 1 項第 3 号に掲げる者が法人であるときは、同項の規定は、その行為をした会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき社員に対して適用する。

(偽りその他不正の手段により認可を受けた罪)

**第 162 条** 偽りその他不正の手段により第 23 条第 1 項(第 144 条第 2 項及び第 145 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第 108 条第 3 項、第 109 条第 3 項

若しくは第126条第3項(これらの規定を第152条第6項において準用する場合を含む。)  
又は第152条第7項の認可を受けた者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処  
する。

(過料に処すべき行為)

**第163条** 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした学校法人若しく  
は第152条第5項の法人の役員、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、  
清算人、仮処分命令により選任された役員、評議員若しくは清算人の職務を代行する者又  
は第34条第2項、第50条第2項、第65条第2項若しくは第85条第1項(これらの規  
定を第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定により役員、評議員若しくは  
会計監査人の職務を一時行うべき者として選任された者は、20万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づく政令の規定による登記をすることを怠つたとき。
- 二 理事会の議事録、評議員会の議事録、会計帳簿若しくはこれに関する資料、計算書類  
等、監査報告、会計監査報告又は財産目録等に記載し、若しくは記録すべき事項を記載  
せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。
- 三 第27条第1項若しくは第2項、第43条第5項、第78条第2項、第106条第1項  
若しくは第2項(これらの規定を第144条第3項の規定によりみなして適用する場合  
を含む。)又は第107条第3項若しくは第4項の規定(これらの規定を第152条第6項  
において準用する場合を含む。)に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かなかつた  
とき。
- 四 第27条第3項若しくは第4項、第43条第6項、第68条(第144条第3項の規定  
によりみなして適用する場合を含む。)、第78条第3項、第86条第3項、第106条第  
3項(第144条第3項の規定によりみなして適用する場合を含む。)、第106条第4項  
(第149条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第107条第5項  
(第149条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定(これらの規  
定を第152条第6項において準用する場合を含む。)に違反して、正当な理由がないの  
に、書面若しくはその写し若しくは電磁的記録に記録された事項を文部科学省令で定  
める方法により表示したものの閲覧又は書面の謄本若しくは抄本の交付若しくは電磁  
的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載し  
た書面の交付を拒んだとき。
- 五 第49条第2項(第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による請求  
があつた場合において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的とせず、又はその  
請求に係る議案を評議員会に提出しなかつたとき。
- 六 第53条第1項若しくは第2項又は第86条第4項(これらの規定を第152条第6項  
において準用する場合を含む。)の規定による調査を妨げたとき。
- 七 第71条第2項(第147条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(これらの  
規定を第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合

において、その請求に係る事項を評議員会の会議の目的としなかつたとき。

八 第 108 条第 5 項（第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第 110 条第 2 項又は第 119 条第 1 項（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

10 第 117 条第 1 項又は第 119 条第 1 項（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

11 第 127 条又は第 128 条第 2 項（これらの規定を第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

12 第 134 条第 1 項（第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して事業を行つたとき。

13 第 136 条第 1 項（第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第 136 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

**第 164 条** 第 153 条の規定に違反した者は、10 万円以下の過料に処する。

#### 附 則（抄）

8 第 4 条及び第 8 条第 2 項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第 3 条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。

11 第 4 条第 2 号、第 6 条、第 8 条第 2 項及び第 132 条の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校（学校教育法附則第 6 条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下この項において「認定こども園法一部改正法」という。）附則第 3 条第 2 項に規定するみなし幼保連携型認定こども園（以下この項において「みなし幼保連携型認定こども園」という。）を設置する者（学校法人及び社会福祉法人（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。以下この項において同じ。）を除く。）によつて設置されたみなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第 4 条第 1 項の規定により設置された幼保連携型認定こども園をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び社会福祉法人によつて設置された幼保連携型認定こども園を含むものとし、第 7 条第 1 項の規定中私立学校には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を含むものとし、第 132 条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者並びに学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人を含むものとする。

- 12 学校法人立以外の私立の学校を設置する者又は学校法人立等以外の幼保連携型認定こども園を設置する者が学校法人を設立する場合における当該学校法人についての第18条第3項の規定の適用については、その設立の日から3年を経過するまでの間は、同項中「5人」とあるのは「3人」と、「6人」とあるのは「4人」とする。

## 附 則（令和5年5月8日法律第21号）抄

（施行期日）

**第1条** この法律は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

（役員及び評議員の資格等に関する経過措置）

**第2条** この法律の施行の際現に在任する学校法人（この法律による改正後の私立学校法（以下「新私立学校法」という。）第152条第5項の法人を含む。以下同じ。）の役員（新私立学校法第23条第2項に規定する役員をいう。以下同じ。）及び評議員については、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第31条、第46条、第62条及び第146条第1項（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、その資格及び構成については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員及び評議員についての施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時から令和9年4月1日（大臣所轄学校法人等（新私立学校法第143条（新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）に規定する大臣所轄学校法人等をいう。以下同じ。）にあつては、令和8年4月1日）以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間における新私立学校法第31条第6項、第46条第3項並びに第62条第4項及び第5項（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新私立学校法第31条第6項、第46条第3項及び第62条第4項中「2人以上の評議員」とあるのは「3人以上の評議員」と、同条第5項第3号中「6分の1」とあるのは「3分の1」とする。

（役員及び評議員の任期に関する経過措置）

**第3条** この法律の施行の際現に在任する学校法人の役員又は評議員である者の任期は、新私立学校法第32条第1項、第47条第1項及び第63条第1項（これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の役員又は評議員としての残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年4月1日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。

（会計帳簿等に関する経過措置）

**第4条** 新私立学校法第68条（会計帳簿及びこれに関する資料並びに貸借対照表等（貸借

対照表、収支計算書及び事業報告書並びにこれらの附属書類、監査報告並びに会計監査報告をいう。以下この項において同じ。)に係る部分に限る。)、第102条、第103条(第1項を除く。)、第104条から第106条まで、第137条(第2号中貸借対照表等に係る部分に限る。)及び第151条(第2号中貸借対照表等に係る部分に限る。)(これらの規定を新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する会計年度に係る会計帳簿及びこれに関連する資料並びに貸借対照表等について適用し、施行日前に開始した会計年度に係る貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書の作成、備置き、閲覧、公表、理事会への提出並びに評議員会への提出及び報告については、なお従前の例による。

2 新私立学校法第101条(新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する会計年度の会計について適用する。

(評議員の損害賠償責任等に関する経過措置)

**第5条** この法律の施行の際現に在任する学校法人の評議員の施行日前の行為に基づく損害賠償責任については、なお従前の例による。

(学校法人の組織に関する訴えに関する経過措置)

**第6条** 新私立学校法第138条(新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。)並びに第139条(新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。)において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第269条(第1号から第3号までに係る部分に限る。)、第270条、第271条(第2項を除く。)、第272条から第275条まで及び第277条の規定は、学校法人の設立、吸収合併又は新設合併のうち、それぞれ学校法人の成立の日、吸収合併の効力が生じた日又は新設合併の効力が生じた日が施行日以後であるものについて適用する。

(役員又は清算人の責任追及の訴えに関する経過措置)

**第7条** 新私立学校法第141条(新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。)において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第279条、第280条の2、第281条第4項及び第283条第1項の規定は、施行日以後に提起された役員又は清算人の責任を追及する訴えについて適用する。

(会計帳簿等の提出命令に関する経過措置)

**第8条** 新私立学校法第142条(新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に提起された訴訟における会計帳簿又は計算書類及びその附属明細書の提出の命令について適用する。

(大臣所轄学校法人等の特例に関する経過措置)

**第9条** この法律の施行の際現に存する学校法人で大臣所轄学校法人等に該当するもの(次項において「既存大臣所轄学校法人等」という。)については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第144条第1項(新私立学校法第152条第6項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

2 既存大臣所轄学校法人等については、施行日以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、新私立学校法第 145 条（新私立学校法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（罰則に関する経過措置）

**第 10 条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 施行日が刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）前である場合には、刑法施行日の前日までの間における新私立学校法第 157 条第 1 項、第 158 条第 1 項及び第 2 項、第 159 条並びに第 162 条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

**第 11 条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第 12 条** 政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、新私立学校法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。